

令和 2 年第 8 回 廿日市市議会

(第 4 回 定例会)

公の施設の指定管理者の指定について

議案第 102 号 廿日市市パークゴルフ場	1
-----------------------------	---

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市パークゴルフ場)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市パークゴルフ場
 (2) 所在地 廿日市市串戸一丁目20番30号
 (3) 設置目的 生涯スポーツの振興・市民の健康増進及び世代間交流の促進
 (4) 事業概要 スポーツ振興に関する各種事業の実施及び施設の管理運営
 (5) 年間利用者数 13,053人(令和元年度)
 (6) 現在の指定管理者 特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会
 (7) 現在の指定管理料 0千円(5年間の計)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収 入	13,031	12,924	12,806	12,732	12,657	64,150
指定管理料	0	0	0	0	0	0
利用料金	10,330	10,267	10,186	10,150	10,090	51,023
その他の収入	2,701	2,657	2,620	2,582	2,567	13,127
支 出	13,152	13,126	13,296	13,073	13,115	65,762
収支の差	△ 121	△ 202	△ 490	△ 341	△ 458	△ 1,612

6 主な提案内容

- ・生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しめるような施設を目指す。
- ・初心者教室や大会等を開催し、新規利用者の発掘に取り組む。
- ・はつかいち観光協会と連携し、観光とのタイアップによる誘客を行う。
- ・コースやグリーン等の良好な芝の維持管理を行い、利用者の満足度を高める。

団 体 概 要 書

ふりがな	とくていひえいりかつどうほうじん はつかいちしすぽ一つきょうかい		
団 体 名	特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会		
ふりがな	ふるた まさき	設立年月日	平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日
代表者氏名	古田 正貴		
事 務 所 の 所 在 地	〒738-0033 広島県廿日市市串戸六丁目 1 番 1 号		
職 員 数	9 名	売 上 高	2 1 , 0 7 6 , 0 0 0 円
経 営 理 念	生涯スポーツの振興と普及		
主 業 務 内 容	アマチュアスポーツの振興に関する事業		
経 営 方 針	市民の健康増進、体力向上、競技力の向上及びスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。		
類似事業の 受託等実績			

廿日市市パークゴルフ場に係る指定管理者候補者の選定について

教育部生涯学習課

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和2年4月22日（水）から令和2年7月17日（金）まで

○ 申請者

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会（廿日市市串戸六丁目1番1号 会長 古田 正貴）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 項 目
1 市民の平等な利用が確保されていること	(1) 利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) 施設の設置目的（生涯スポーツの振興、市民の健康増進及び世代間交流の促進等）との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) 利用料金について (5) その他、新規、魅力的な提案の有無
3 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 当該施設の収支計画書 (2) 収支均衡を図るための方策 (3) 実現の可能性
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会
総合判定	適
総 評	【評価した点】 ・施設の開設から12年間の管理実績により、施設を熟知していることから適切な運営管理が期待できる。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで